

絹義務教育学校への入学・転学等のご案内

1 学区内に住所を有する場合



○小山市立学校通学区域に関する規則第2条

大字田川 全域 大字延島新田 全域
 大字延島 全域 大字高橋 全域
 大字福良 全域 大字中島 全域
 大字梁 全域 大字中河原 全域



2 学区内に住所を有しない場合



2-(1) 隣接校希望選択制 <後期課程対象>

○小山市立中学校通学区域に関する弾力的運用基準第2条

桑中学校区の小学校(羽川・羽川西・萱橋)卒業予定で本校への入学希望者

2-(2) 指定校変更 <前期・後期課程対象>

○小山市立学校通学区域に関する規則第5条

- ①児童等が不登校等の理由により指定校以外の学校での教育措置が適当であると認めたとき。
- ②児童等が身体障がい又は虚弱等の理由により指定校に通学することが著しく困難であると認めたとき。
- ③下校後おおむね午後6時まで監護する者がいない小学校又は義務教育学校3学年以下の児童について、指定校を変更することが適当であると認めたとき。
- ④家屋の新築、建て替えに伴う仮住まいへの引越し等により、児童等が短期間のうちに新住所又は旧住所に変更することが確実であると認めたとき。
- ⑤教育委員会が特に必要と認めたとき。

2-(3) 区域外就学 <前期・後期課程対象>

○学校教育法施行令第9条

- 特にやむを得ない事情があると認められる場合は、住所(住民登録)とは別の市町の学校への通学が許可となる。

○小山市立学校通学区域に関する規則（昭和56年9月29日 教委規則第6号）

（趣旨）

第1条 この規則は、小山市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の通学区域（以下「通学区域」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 通学区域は、別表のとおりとする。

（指定校）

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定により小山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する就学すべき学校（令第6条において準用する場合を含む。以下「指定校」という。）は、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の児童等の住所を含む通学区域の学校とする。

2 令第8条に基づく指定校の変更は、第5条に規定する許可基準に該当するときに認めるものとする。

（指定校の変更）

第4条 児童等の保護者は、当該児童等を指定校以外の学校に就学させようとするときは、指定校変更申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その可否を決定し、指定校変更許可通知書（様式第2号）又は指定校変更不許可通知書（様式第3号）により当該保護者に通知するとともに、指定校変更申請の可否決定通知書（様式第4号）により当該申請に係る学校の校長にその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第8号に該当するときの指定校の変更に係る申請及び許可又は不許可の手続き（様式第4号による通知を除く。）については、小山市立小学校小規模特認校制度に関する要綱（平成21年教委要綱第5号）の定めによる手続きをもって、当該手続きがなされたとみなす。

（許可基準）

第5条 指定校の変更は、次の各号のいずれかに該当すると教育委員会が認めた場合に許可するものとする。

- (1) 児童等が、学期の途中で通学区域外に住所を変更した場合において、当該学期終了までの期間に限るものとして指定校の変更を認めたとき。ただし、当該児童等が小学校若しくは義務教育学校6学年又は中学校3学年若しくは義務教育学校9学年のときは、本文の期間は当該学年終了までとする。
- (2) 児童等が、不登校等の理由により指定校以外の学校での教育措置が適当であると認めたとき。
- (3) 児童等が、身体障がい又は虚弱等の理由により指定校に通学することが著しく困難であると認めたとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を置く通学区域外の学校に児童等が就学することを認めたとき。
- (5) 下校後おおむね午後6時まで監護する者がいない小学校又は義務教育学校3学年以下の児童について、指定校を変更することが適当であると認めたとき。
- (6) 家屋の新築、建て替えに伴う仮住まいへの引越し等により、児童等が短期間のうちに新住所又は旧住所に変更することが確実であると認めたとき。
- (7) 小山市立中学校通学区域に関する弾力的運用基準（平成15年教委要綱第5号）に適合すると認めたとき。
- (8) 小山市立小学校小規模特認校制度に関する要綱に基づく小規模特認校への児童の就学を認めたとき。
- (9) 前号の小規模特認校を卒業する見込みの児童又は卒業した生徒が、当該小規模特認校の通学区域を含む中学校の通学区域内の中学校への就学を希望している場合において、当該就学を認めたとき。
- (10) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

○小山市立中学校通学区域に関する弾力的運用基準（平成15年8月29日 教委要綱第5号）

（趣旨）

第1条 この運用基準は、小山市立学校通学区域に関する規則（昭和56年教委規則第6号）第5条第7号の規定に基づき、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下「中学校」という。）の通学区域の弾力的運用による指定中学校の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選択可能校）

第2条 指定校以外の選択が可能な中学校は、指定校の通学区域と隣接する通学区域内の中学校で、別表のとおりとする。